



私立高校の生徒・保護者の皆さんへ



～ 令和3年度 私立高校就学支援金等 支援制度のご案内 ～

山形県では、私立高校で学ぶ生徒の皆さんのために、国の就学支援金制度とあわせて、経済的負担を軽くして修学を継続できるように、以下の制度を設け、支援しています。

※ 高校と同等程度の専修学校高等課程や各種学校に通う生徒も対象となります。

1 授業料等の軽減

1

授業料負担軽減のための補助

「国の就学支援金(国)」と「県の授業料軽減事業費補助金(県)」で補助を行います。(返済不要です。)

● 対象となる世帯・減免の月額

世帯収入により、次のとおり、補助の月額が決まります。(原則「両親の合計」で算定)

世帯の例		年収の目安	
両親のうち一方が働いている場合	子1人(高校生)	～約590万円	～約910万円
	子2人(高校生・中学生以下)	～約590万円	～約910万円
	子2人(高校生・高校生)	～約640万円	～約950万円
	子2人(大学生・高校生)	～約650万円	～約960万円
両親共働きの場合	子1人(高校生)	～約660万円	～約1,030万円
	子2人(高校生・中学生以下)	～約660万円	～約1,030万円
	子2人(高校生・高校生)	～約720万円	～約1,070万円
	子2人(大学生・高校生)	～約740万円	～約1,090万円

- ※ 子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とします。
- ※ 給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算しています。
- ※ 「34,000円/月」は、全日制課程の水準であり、通信制課程については25,750円/月となります。
- ※ 支給額は、各私立高校の授業料月額が上限となります。
- ※ 山形県内の私立高校に通う生徒が対象となります。



正確な基準としては、次の「計算式」により算定します。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額
 上記による算出額<154,500円…34,000円/月に該当
 上記による算出額<304,200円…20,000円/月に該当
 ※政令指定都市の場合は、「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じて計算



マイナポータルHP

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

● 支給方法

学校設置者(学校法人等)が補助金を受け取り、授業料に充当します。

保護者が直接受け取るものではありません。

※ 私立高校によっては、保護者がいったん授業料を納めた後、補助金相当額を返還する形式にしている場合があります。

● 必要な手続き

申請書及び保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類(マイナンバーカードの写し、マイナンバーが記載された住民票等の写し等)を私立高校に提出していただきます。(提出期限等は私立高校の指示に従ってください。)

※ 国の就学支援金の申請については、令和2年度からオンライン化され、パソコンやスマートフォン等を使用し、入力していただきます。

● 家計急変時への支援

保護者の所得が大きく減った場合、年度途中で新たに支給(又は、補助額の増)が認められる場合がありますので、私立高校に御相談ください。

2

入学時納付金に対する補助

● 対象となる世帯

生活保護世帯・交通遺児等に該当する世帯

● 減免額

入学時納付金のうち、生活保護費で支給される額を除く全額
(返済不要です。)

● 必要な手続き

申請書類の提出が必要となります。
(提出期限等は私立高校の指示に従ってください。)



○ 各種補助を受けるためには、申請が必要です。

- ・ 各私立高校から手続きの案内がありますので、そちらに従ってください。
- ・ 申請がない場合は受給できません。
また、申請が遅れた場合、全額を受給できないことがあります。

○ 申請時に虚偽の記載等があった場合、刑罰に処されることがあります。

3 奨学金の貸与

勉学意欲がありながら、経済的理由により高校での修学が困難な生徒を支援するために、奨学金を**貸与**します。(募集期間：毎年4月～6月中旬)

制 度	利 子	貸与資格等
高等学校奨学金 育英奨学金	無 利 子	学力基準を重視
高等学校奨学金 特別貸与奨学金	無 利 子	家計基準を重視

貸 与 月 額		
公 立 等	自宅通学・・・18,000円	自宅外通学・・・23,000円
私 立	自宅通学・・・30,000円	自宅外通学・・・35,000円

「3 奨学金の貸与」に関する問い合わせは

山形県教育庁 高校教育課 経理・奨学金担当
電話 023-630-2052



お問い合わせ窓口

各私立高校の事務室にお問い合わせください。

山形県総務部 学事文書課 私学宗務担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 電話 023-630-2191・2670

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷時の紙へ
リサイクルできます。

2 授業料以外に対する支援

1 奨学のための給付金

授業料以外の教育費を軽減するため、国の「高校生等奨学給付金」制度を活用し、「山形県私立高等学校等奨学のための給付金」を支給します。
(返済不要です。)

● 対象となる世帯

保護者等(原則「両親」)の都道府県民税所得割と市町村民税所得割※が非課税である世帯(「生業扶助」受給世帯を含む)

※ 市町村が発行する住民税課税決定通知書等に記載されておりますので、御確認ください。

● 支給額(年額・全日制の場合)

①生業扶助受給世帯…**52,600円**

②都道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税である世帯…**129,600円**

③都道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税である世帯…**150,000円**

(15歳(中学生を除く)~23歳の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)

● 必要な手続き

入学後に私立高校まで申請書等を提出していただきます。

※ 私立高校から手続きの案内がありますので、そちらに従ってください。

※ 私立高校の所在地にかかわらず、**保護者の在住する都道府県から支給されます。**
山形県以外の方は、保護者がお住まいの都道府県庁(「私立高校の高校生等奨学給付金担当」)にお問い合わせください。

2 通信制課程教科書等給与事業

働きながら県内の私立高校の通信制課程に学ぶ生徒の教科書等が学校から給与される事業です。

● 対象となる生徒

定職に就いている者又は1年間に150日以上かつ500時間以上のパート又はアルバイトに就いている者

● 給与対象

履修に必要な教科書及び学習書(全部)

● 必要な手続き

申請書類の提出が必要となります。

(提出期限等は私立高校の指示に従ってください。)

